

1 議事録の作成、署名及び保存

- (1) 事務局において素案を作成し、全委員が確認をする。
- (2) 確認終了後、代表2名(会長及び職務代理者)が署名する。
- (3) 長期に保存する。

2 ホームページへの掲載

議事録をもとに、審議概要を掲載する。

3 情報公開請求に対する対応

本審議会は公開して開催し、審議内容については葛飾区情報公開条例第9条各号に定める「公開しないことができる情報」には当たらないものと考えられるため、原則として情報公開請求に応ずるものとする。ただし、審議内容のうち、個人情報等特別の理由があり「公開しないことができる情報」に当たる場合は、当該部分は非公開とする。

## 各委員のご意見

H20・11・13

1

項目	意見内容の要旨
消費者被害に関する情報提供のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に呼びかけ、情報提供の場を作る必要がある。</li> <li>・消費生活対策予算を増額し、広く広報活動を行う。</li> <li>・早く確実に伝達すること及び広く伝播することが必要である。(電話連絡網やIT連絡網)</li> <li>・確かな事実の情報を早く消費者へ伝える。</li> <li>・住民が区のホームページにアクセスできる情報環境を作る必要がある。</li> <li>・インターネットの活用ができない人には、自宅にいながらにして情報を手に入れる手だてを作る必要がある。</li> <li>・「葛飾エフエム」による情報提供</li> <li>・静岡県で、悪質商法等に関してテレビで注意を喚起していたら、被害が少なくなったとの話を聞きました。人が集まる場所への放映は必要である。</li> </ul>
普及啓発事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文字を読むのが苦手な高齢者、未成年者を対象に、教育の機会や情報を収集する。</li> <li>・病院などのテレビを使っての消費者教育</li> <li>・講座は住民主体型にする必要がある。</li> <li>・広報かつしかで、消費生活にかかわるポスターを募集し、啓発事業に生かす。</li> <li>・区内の町会や敬老館などに消費生活センターの職員(相談員を含む。)が出向き、出前講座を開く。(寸劇風など)このためには、センターの職員増を求める。</li> <li>・地域での老人会等の会合に進んで情報を発信</li> <li>・公共施設等にビデオを設置</li> <li>・品質表示読解能力検定制度、品質表示ガイド制度、タウンオンブズマン制度の創設</li> </ul>
消費生活センターの運営のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所が悪いので相談室を本庁の中に設置する。駅に近くて便利な場所に移転させる。</li> <li>・「葛飾エフエム」にてセンターの存在を案内する。(何をしているか、どこにあるか)</li> <li>・電話相談ができることを広める。</li> <li>・地区センター内でも相談ができるようにする。</li> <li>・若者からお年寄りまで、消費生活センターに足を運んでもらえるような企画を考える。</li> <li>・消費者情報収集のためのNPO法人などに、収集の立案、実施を委託して新しい観点の収集を行う。広報活動も委託する。</li> <li>・相談業務のすそを広げる連絡員制度を創設する。</li> <li>・企業内告発を発展させる施策を実施する。</li> </ul>

項目	意見内容の要旨
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・「消費者の相談を待つ」のではなく、「消費者の中に入って行く」という視点から行政サービスを行うべきである。</li><li>・「悪質な訪問販売お断り！」シールを東京都消費者団体連絡センターで作成し、参加団体等に配付したが、葛飾区でもそのようなシール等を考えてみてはどうか。</li><li>・消費生活センターに入った相談のうち、あっせん解決した事例を当委員会で検討し、今後の防止や対策の参考にする。</li><li>・成年後見制度はまだまだ使いづらい。費用もかかる。</li><li>・歳をとると、認知症でなくても判断能力が低下する。例えば、 歳以上の場合、訪問販売で万円以上の契約については、家族の同意が必要とはできないか。</li></ul>